

議事日程 (1)

令和6年3月1日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 議案第7号 芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第8号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第9号 芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第10号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第11号 芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第12号 芦屋町障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第13号 芦屋町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第14号 芦屋町人・農地プラン検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第15号 芦屋釜の里設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第16号 芦屋町歴史民俗資料館設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第17号 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第18号 令和5年度芦屋町一般会計補正予算 (第7号)

第16 議案第19号 令和5年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第2号)

第17 議案第20号 令和5年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

第18 議案第21号 令和5年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

第19 議案第22号 令和5年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第2号)

- 第20 議案第23号 令和5年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第24号 令和5年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第25号 令和5年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第26号 令和6年度芦屋町一般会計予算
- 第24 議案第27号 令和6年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算
- 第25 議案第28号 令和6年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
- 第26 議案第29号 令和6年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第30号 令和6年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
- 第28 議案第31号 令和6年度芦屋町給食センター特別会計予算
- 第29 議案第32号 令和6年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
- 第30 議案第33号 令和6年度芦屋町公共下水道事業会計予算
- 第31 議案第34号 芦屋東小学校校舎大規模改修工事（その1）請負契約の締結について
- 第32 議案第35号 緑ヶ丘団地9棟エレベーター設置工事（その2）請負契約の締結について
- 第33 報告第2号 専決処分事項の報告について
- 第34 発議第1号 「芦屋港レジャー港化」の早期実現を求める決議について

【 出席議員 】 （12名）

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

【 欠席議員 】 （なし）

【 欠員 】 （なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 山城 朋美

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三桝賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	村尾正一
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	本郷宣昭
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

【 傍 聴 者 数 】 4名

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。

よって、ただいまから、令和 6 年第 1 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 内海 猛年君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 3 月 1 日から 3 月 15 日までの 15 日間にしたいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 内海 猛年君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、3 番、香田議員と 10 番、
辻本議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

日程第 3. 行政報告について

○議長 内海 猛年君

次に日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、書面により報告いたします。

次に日程第 4、議案第 7 号から日程第 34、発議第 1 号までの各議案については、この際一括
議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと
思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

皆さん、おはようございます。

本日から諸議案の審議をお願いするわけですが、各議案の提案理由の御説明をする前に、施政方針を述べさせていただき、議員各位の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

それでは、令和6年度の主要な施策の概要について、「人を育み未来につなぐあしやまち」を将来像に掲げた第6次芦屋町総合振興計画の構成に基づいて、ご説明申し上げます。

第1は「住民とともに進めるまちづくり」でございます。

少子高齢化の進行などに伴い、様々な分野において担い手不足が進んでいるため、まちづくりの分野において意欲を持って活動する人材や担い手を継続的に確保する必要があります。このため、人材育成事業補助金を活用しやすく、活動を行うきっかけになるよう拡充します。併せて、関係団体や関係機関などとの連携、相談や学習機会の提供など、まちづくりの礎となる人財の育成・発掘に努めてまいります。

また、住み続けたいまち、暮らしやすい地域づくりのためには、住民同士のコミュニケーションの場となる自治区活動が重要です。このため、自治区活性化事業交付金による財政的な支援、自治区担当職員制度による人的な支援を継続いたします。併せて、行政と住民による協働のまちづくりを推進するためには情報共有が不可欠です。広報あしややホームページだけでなく、SNSや各家庭に設置している戸別受信機などを活用し、必要な情報を効果的な媒体を活用して住民の皆さんに届けてまいります。

第2は「安全で安心して暮らせるまち」でございます。

防災対策につきましては、近年多発する自然災害の教訓などを踏まえ、定期的に防災訓練を実施するとともに、災害発生時などには、戸別受信機により住民の皆さんへ迅速かつ正確な情報を伝達してまいります。また、空き家などの適正管理や除却を進めるため、令和5年度で終了予定であった老朽危険家屋等解体補助金と中古住宅解体後の新築住宅建築補助金を令和9年度まで延長します。

防犯対策につきましては、自治防犯組合などとの連携による地域ぐるみの防犯活動を行うとともに、芦屋町防犯カメラ設置補助金などにより、町内の街頭犯罪の未然防止、事件・事故の早期解決を図ってまいります。

交通安全につきましては、交通安全運動や広報活動などによる啓発を行うとともに、高齢者運転免許証返納者支援事業などにより、交通事故の防止を図る取組を推進してまいります。

第3は「子どもがのびのびと育つまち」でございます。

子ども・子育て支援につきましては、所得の制限なく18歳までの入院・通院費の無料化や令

和8年度までの給食費半額補助を継続します。また、令和5年度で終了予定であった出産祝金や小中学校・高校生等通学費補助金、新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金を令和9年度まで延長します。これらにより、子供を産み、育てることに対する支援を引き続き行ってまいります。

子育て支援施設につきましては、老朽化が進んだ山鹿小学校学童クラブの改修工事を行います。また、子ども・子育て支援、子どもの貧困や子ども・若者育成支援など、こども施策に関する事項を定める芦屋町こども計画の策定に取り組んでまいります。

保育所・幼稚園の施設整備につきましては、良好な保育及び教育環境を提供していくため、山鹿保育所の保育室増設のための工事や緑ヶ丘保育所の玄関ドア改修工事、芦屋中央幼稚園の空調設備改修工事、愛生幼稚園の外壁改修工事などに対して補助します。

学校教育につきましては、第3次芦屋町教育大綱に基づき、「芦屋の子どもは芦屋で育てる」を基本理念に、学力・体力の向上、豊かな心の育成、特別支援教育などを推進してまいります。

学力向上の取組につきましては、中学校3年生を対象とした放課後特別授業イブニングスタディを継続するとともに、電子黒板やタブレット端末などを活用したICT教育を推進するため、引き続き各小中学校にICT支援員を配置します。また、英語教育強化のため、オンラインによる体験型英語学習や英語検定料補助金を継続いたします。併せて、新たに、小学校5年生と中学校2年生の希望者を対象とした放課後塾を実施し、補充学習の強化を図ってまいります。

学校の施設整備につきましては、芦屋東小学校の建具や防水の改修工事を行い、令和7年度の完了を予定しております。また、芦屋東小学校と山鹿小学校の体育館照明のLED化を行い、全ての小中学校体育館LED化が完了します。

第4は「いきいきと暮らせる笑顔のまち」でございます。

地域福祉につきましては、第3次芦屋町地域福祉計画に基づき、民生・児童委員や各自治区の区長、社会福祉協議会をはじめとした関係団体や関係機関とともに、住民同士がつながり、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、第9期芦屋町高齢者福祉計画に基づき、在宅医療と介護の連携、介護保険サービスの充実などに取り組む地域包括ケアシステムの深化を進めるとともに、保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組むなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる施策を推進してまいります。

障がい者福祉につきましては、第4期芦屋町障害者計画・第7期芦屋町障害者福祉計画に基づき、自立した日常生活を支援するサービスを提供するとともに、共生社会の実現のための啓発や合理的配慮を推進してまいります。

健康づくりにつきましては、第3期芦屋町データヘルス計画・第4期芦屋町特定健診実施計画に基づき、特定健診、がん検診の受診率向上のための取組をはじめ、戸別訪問、健康教室、保健

指導などにより、健康づくりに対する意識を高めてまいります。併せて、住民の皆さんの健康づくりを支援するふくおか健康ポイントアプリの利用者増に向け、取り組んでまいります。

第5は「活力ある産業を育むまち」でございます。

農業の振興につきましては、担い手への農地の集約化を推進し、地域農業経営の安定化を図ります。また、農業水利施設の保全のため、農業用水門の整備工事を実施します。

漁業の振興につきましては、優良な漁場再生のためのクロウニ駆除や漂着物の処理に対する支援を行います。また、芦屋・柏原支所共同出荷用保冷車の更新に対して補助します。併せて、漁港の機能を保全するため、漁港機能保全計画に基づき、適正管理に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、物価の高騰など社会情勢の変化を踏まえ、住民の生活を支援するため、商工会が発行するにこにこ商品券のプレミアム率拡充を支援します。また、芦屋さわらの普及への取組や芦屋町ブランド認定制度、特産品開発支援事業補助金により、芦屋製品の消費拡大を図ってまいります。併せて、令和5年度で終了予定であった創業促進支援事業補助金と空き店舗等活用事業補助金を令和9年度まで延長し、空き店舗対策などに取り組んでまいります。

観光振興につきましては、第2期芦屋町観光基本構想の基本理念である「人から人に、あしやを伝える。」の実現に向けて取組を進めてまいります。また、観光あしや協議会による観光事業の推進を図るとともに、あしや花火大会、あしや砂像展の開催などに取り組んでまいります。

観光の施設整備につきましては、魚見公園整備工事やレジャープールアクアシアン改修工事、国民宿舎マリンテラスあしやの屋上防水工事などを行います。

芦屋港の活性化につきましては、芦屋港の管理者である福岡県と連携しながら事業を推進してまいります。福岡県では、ボートパーク整備や海釣施設整備が進められています。芦屋町では、隣接する芦屋海浜公園を含んだ芦屋港周辺を一体的に管理するための検討を進めてまいります。

第6は「環境にやさしく、快適なまち」でございます。

芦屋町の美しい海岸や洞山をはじめとした景勝地など、豊かな自然環境を住民共有の財産として引き継いでいくため、第2次芦屋町環境基本計画に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に進めてまいります。

公園につきましては、各地区にある街区公園の遊具の点検結果を踏まえ、遊具の適切な管理を行うとともに、保安林などの緑地の保全や育成に取り組んでまいります。

町営住宅につきましては、適切に維持管理をしながら長期にわたり活用していくことが重要であることから、第2期芦屋町町営住宅等長寿命化計画に基づき、緑ヶ丘団地8棟の外部改修工事を行います。併せて、町営住宅の管理戸数縮減に向け取り組んでまいります。

道路につきましては、個別施設計画に基づき、町内3か所の道路整備工事などを実施します。

公共交通につきましては、芦屋町地域公共交通計画に基づき、バス路線や便数の維持確保に努

めてまいります。また、タウンバスにつきましては、老朽化した車両を新しく購入します。併せて、令和5年度に終了予定であった芦屋タウンバス・北九州市営バスの町内100円運賃の試行運行を令和6年度まで延長します。

公共下水道につきましては、今後も効率的かつ安定的な下水道事業を進めるため、広域連携など、下水道事業の持続性を確保する方策を検討してまいります。

第7は「心豊かな人が育つまち」でございます。

生涯学習につきましては、第3次芦屋町教育大綱に基づき、だれもがいつでも主体的に学べるまちづくり、人々が交流し支えあう、いきいきとしたまちづくりのため、生涯学習講座あしや塾への参加促進を図るとともに、中央公民館を中核施設として、各種社会教育事業を進めてまいります。

社会体育施設の整備につきましては、テニスコート改修工事に着手し、令和7年度の完了を予定しております。

人権教育・啓発の推進につきましては、第2次芦屋町人権教育・啓発基本計画に基づき、芦屋町人権・同和教育研究協議会や関係機関との連携により、人権まつりや人権講演会などを開催してまいります。

歴史・文化につきましては、歴史民俗資料館や中央公民館内ギャラリーあしやでの特別展の開催などで、芦屋町の豊かな歴史資源や縁のある人々の足跡、多彩な芸術作品を知っていただくとともに、住民の皆さんの歴史・文化活動を支援してまいります。

歴史・文化施設の整備につきましては、歴史民俗資料館のLED化工事を行います。

芦屋釜の振興につきましては、芦屋釜の里の施設整備を終え、11月にリニューアルオープンを予定しています。国指定重要文化財「芦屋霰地真形釜」が、ふるさと芦屋町に戻ってまいりますので、オンリーワンである芦屋釜のさらなるPRを図ってまいります。また、芦屋釜の復興を実現するため第2次芦屋釜の里振興計画に基づき、新たな鋳物師の採用・養成に取り組むとともに、独立した鋳物師への支援による芦屋鋳物の産業化を目指します。

国際交流につきましては、コロナ禍で平成30年度を最後に実施を見送っていましたが、中学生対象の海外ホームステイ事業を再開し、グローバルな視野を持った人材の育成に取り組んでまいります。

以上が、第6次芦屋町総合振興計画の全7章に係る令和6年度の主要な施策でございます。これら施策を実現するために必要な取組「計画の実現に向けて」を併せてご説明申し上げます。

行財政運営につきましては、町の歳入の根幹となる住民税や固定資産税をはじめ、住宅使用料や保育料などの各種使用料の徴収率向上のため、関係部署による徴収事務連絡調整会議を充実させ、さらなる取組を進めてまいります。また、ふるさと納税受入額の増加に向け、魅力ある返礼

品の充実などに引き続き取り組んでまいります。

自治体デジタルトランスフォーメーションにつきましては、自治体情報システムの標準化・共通化に向け取り組んでまいります。

モーターボート競走事業につきましては、令和6年度当初予算においても、一般会計へ7億円の繰出金を計上するなど、売上は好調を維持しております。引き続き、屋内遊具施設モーヴィ芦屋や夢リアホールを核とした本場30キロ圏内の来場促進に取り組むとともに、長寿命化計画に基づく2階有料席のスタンド改修工事を実施し、魅力あるレース場づくりに取り組んでまいります。

職員の資質向上につきましては、職員研修制度の一層の充実による職員個々のレベルアップのほか、目標管理制度の活用によるPDCAサイクルの確立などにより、職員のスキルアップと業務の改善に努め、活力ある組織づくりにつなげてまいります。

広域連携につきましては、連携中枢都市圏構想に基づく北九州市との連携協約の中で、下水道事業の広域化に向けた検討を進めるほか、都市圏18市町による特産品のプロモーション事業などに引き続き取り組んでまいります。

大学連携につきましては、包括的地域連携協定を締結している九州共立大学及び九州女子大学・九州女子短期大学と各種連携事業を進め、お互いの持つ資源や知識、ノウハウなどを効果的に活用できるよう取り組んでまいります。

以上、令和6年度の施政方針を述べさせていただきました。

第6次芦屋町総合振興計画の将来像「人を育み未来につなぐあしやまち」の実現に向け、住民の皆さんの声に耳を傾け、現場主義を徹底し、スピード感を持って取り組んでまいります。つきましては、議員各位をはじめ住民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

(「施政方針の資料が手元にない。」と呼ぶ者あり)

○議長 内海 猛年君

事前に配られていると思います。(「分かりました。」と呼ぶ者あり)。着席ください。町長、提案理由を。

○町長 波多野 茂丸君

それでは本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは条例議案でございます。

議案第7号の芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例で規定する当該法律の引用箇所に変更が生じるため条例の一

部を改正するものでございます。

議案第 8 号の芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、コンビニ交付の利用を促進し、住民の利便性の向上を図ることを目的に、コンビニ交付による証明書発行手数料の減額を実施するため条例の一部を改正するものでございます。

議案第 9 号の芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、電子証明書等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正され、スマートフォンへのスマホ用電子証明書搭載サービスが開始されたことに伴い、当該電子証明書をコンビニ交付サービスにおいて利用できるよう条例の一部を改正するものでございます。

議案第 10 号の芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、退職者医療制度が廃止されることから、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 11 号の芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うため条例の一部を改正するものでございます。

議案第 12 号の芦屋町障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をすることを義務付ける等の措置が講じられることから、所要の規定の整備を行うため条例の一部を改正するものでございます。

議案第 13 号の芦屋町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例で規定する当該法律の名称変更が生じるため条例の一部を改正するものでございます。

議案第 14 号の芦屋町人・農地プラン検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地域農業の将来の在り方を定めた「人・農地プラン」が法定化され、農業を担う者ごとに利用する農地等を定めた目標地図を加えた「地域計画」を策定することを求められることから、条例の名称等所要の規定の整備を行うため条例の一部を改正するものでございます。

議案第 15 号の芦屋釜の里設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 6 年 1 1 月に予定している芦屋釜の里に新設される収蔵展示施設の観覧開始など施設のリニューアルオープンに伴い、入館料の改定等の所要の改正を行うため条例の一部を改正するものでございます。

議案第16号の芦屋町歴史民俗資料館設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案第15号にて御審議いただく芦屋釜の里の入館料の改定に併せて、芦屋釜の里・芦屋町歴史民俗資料館の共通利用券の料金等の改定等の所要の改正を行うため条例の一部を改正するものでございます。

議案第17号の芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例で規定する当該法律の引用箇所に変更が生じるため条例の一部を改正するものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第18号から議案第25号までの令和5年度各会計の補正予算につきましては、各会計とも年度内の所要見込額がほぼ確定いたしましたので、最終的に補正するものでございます。

一般会計におきましては、歳入歳出それぞれ2億600万円の減額補正を行うものでございます。歳入につきましては、普通交付税やモーターボート競走事業収入、国有提供施設等所在市町村助成交付金等を増額計上するとともに、事業費確定による過疎対策事業債ハード分等を減額しており、歳出につきましては、財政調整基金積立金を新たに計上するとともに、年度末の所要額確定によります不用額を減額しております。

次に、当初予算議案でございます。

議案第26号から議案第33号までの令和6年度の各会計の当初予算につきましては、予算編成にあたり、芦屋町の未来を見据えたまちづくりのために必要な投資を行いながらも、財政運営の健全性を保持し、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図るため、各種事業を実施するための財源を確保するなど、計画的な事務事業の推進を図ることといたしております。

議案第26号の令和6年度芦屋町一般会計予算につきましては、歳入歳出総額95億6,300万円で、前年比5.9%増の予算規模となっております。歳入の主なものは、町税が11億5,500万円、地方交付税が25億4,000万円、国庫支出金が11億500万円などとなっております。また、モーターボート競走事業会計からの収益事業収入は7億円を計上しております。なお、不足財源に対応するため財政調整基金の繰入金を6億2,200万円、競艇収益まちづくり基金の繰入金を3億円、公共施設等整備基金の繰入金を4,800万円計上しております。歳出の主なものは、総務費では芦屋港活性化事業整備計画策定事業費を計上し、土木費では魚見公園整備事業費を計上し、教育費ではテニスコート改修事業費を計上しております。このほかに、レジャープール改修事業費や芦屋東小学校校舎大規模改修事業費、緑ヶ丘団地改修事業費に加え、補充学習の強化を図るため放課後塾の実施事業費や物価高騰対策として、町独自の支援事業である商工会発行のプレミアム付商品券への補助金などを計上しております。

議案第27号の令和6年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算につきま

しては、歳入歳出総額3億1,544万5,000円で、前年比40.1%減の予算規模となっております。歳入につきましては、中央病院からの公債費負担金と町債を計上しております。町債は、医療機器分として6,000万円を計上しております。歳出につきましては、中央病院への貸付金及び負担金に加え、公債費2億5,544万5,000円を計上しております。

議案第28号の令和6年度芦屋町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出総額16億4,634万2,000円で、前年比1.6%増の予算規模となっております。歳入の主なものは、国民健康保険税及び県支出金などを計上しております。歳出の主なものは、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金などを計上しております。

議案第29号の令和6年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出総額2億8,071万3,000円で、前年比4.0%増の予算規模となっております。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金などを計上しております。歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

議案第30号の令和6年度芦屋町国民宿舎特別会計予算につきましては、歳入歳出総額4,750万8,000円で前年比、454.9%増の予算規模となっております。歳入の主なものは指定管理者からの納入金及び一般会計からの繰入金などを計上しております。歳出の主なものは、工事請負費及び修繕料などを計上しております。

議案第31号の令和6年度芦屋町給食センター特別会計予算につきましては、歳入歳出総額1億6,203万9,000円、前年比10.8%増の予算規模となっております。歳入の主なものは、給食費収入及び一般会計からの繰入金などを計上しております。歳出の主なものは、給食事業費、給食賄材料費及び人件費などを計上しております。

議案第32号の令和6年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算につきましては、収益的収入は、1,349億8,417万8,000円で、前年比11.9%減、収益的支出は1,303億3,174万3,000円で前年比11.3%減、資本的支出は10億9,447万9,000円で、前年比153.5%増の予算規模となっております。収益的収入の主なものは、本場開催の収入や場外発売受託事業収入などを計上しております。収益的支出の主なものは、本場開催の経費や場外発売受託事業費などを計上しております。資本的支出の主なものは、本場の施設改良費などを計上しております。

議案第33号の令和6年度芦屋町公共下水道事業会計予算につきましては、収益的収入は、7億3,823万1,000円で前年比1.2%減、収益的支出は8億292万8,000円で、前年比4.8%増、資本的収入は6億5,190万円前年比70.6%増、資本的支出は8億87万円で前年比37.4%増の予算規模となっております。収益的収入の主なものは下水道使用料、長期前受金の戻入及び一般会計補助金などを計上しております。収益的支出では、減価償却費、

浄化センター等の維持管理費、企業債支払利息、人件費などを計上しております。資本的収入では、国家補助金、一般会計補助金、企業債を計上し、資本的支出では企業債元金償還金、処理場改築工事、人件費などを計上しております。

次に、契約議案でございます。

議案第34号の芦屋東小学校校舎大規模改修工事（その1）請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。芦屋東小学校校舎大規模改修工事（その1）について、請負契約を締結するものでございます。

議案第35号の緑ヶ丘団地9棟エレベーター設置工事（その2）請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。緑ヶ丘団地9棟エレベーター設置工事（その2）について、請負契約を締結するものでございます。

最後に、報告案件でございます。

報告第2号の専決処分事項の報告につきましては、芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に10番、辻本議員に発議第1号の趣旨説明を求めます。辻本議員。

○議員 10番 辻本 一夫君

10番、辻本でございます。お疲れのことと思いますが。今回芦屋港レジャー港化の早期実現を求める決議について、芦屋町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出させていただきました。23ページ、24ページをお目通しください。

芦屋港レジャー港化の早期実現を求める決議案の提案理由について読み上げます。

芦屋町では町の魅力を生かした取組の第一歩として、芦屋港を活用するため、福岡県の産業港から観光レジャーの要素を持つレジャー港へと用途を変更し、平成31年3月に策定した芦屋港活性化基本計画に基づき事業を推進しています。

この計画は、国・県の支援を得てボートパークや海釣施設の整備と全天候型施設（砂像屋内展

示施設)を柱としたものであり、町議会として執行部と共に、国・県に対して陳情活動を行うなどこれまで取り組んできた経緯がある。しかし、令和5年9月、突然、延べ床面積の増や建築資材価格の高騰による総工事費の増加等を理由に全天候型施設(砂像屋内展示施設)の建設計画を取りやめるとの結論が打ち出され、その後、当該敷地の活用方法については、令和6年7月までに計画を見直すとの方針が示された。

現在、福岡県においては、芦屋町との協議に基づき、ボートパーク及び海釣り施設設置のための工事が計画どおり進められ、令和8年度に開業予定となっている。一方、芦屋町では複合施設(1号上屋のリノベーション)の活用や全天候型施設に代わる計画など進展は一向に見えてこない。このような現状を鑑み、下記の事項を要望し、観光芦屋の拠点「芦屋港レジャー港化」の早期実現を求めるものである

1は、芦屋港レジャー港化の早期実現についてです。

(1) 整備計画の明示。本計画は地方創生戦略としての取組であり、にぎわいの創出・来町者の増・産業の活性化などを図るものであるが、計画変更により全体像が見えない状況である。このため、早急に段階的な整備方針を示すこと。

(2) 推進体制の抜本的見直し。本計画は単なる一つの事業を計画するというようなものではなく、芦屋町の創生事業としての一大プロジェクトであり、専門的知識と経験を有する外部人材の活用を積極的に行うとともに、併せて町内外の人材発掘・育成などと様々な視点から広範囲に及ぶ調整等が求められている。有能な職員であっても事業に関しては素人であり、芦屋港活性化推進室のみで対応できるものでもないと推測できる。ましてや、当初計画からの大幅な計画見直しは時間的にも相当厳しいものと考えられる。このため関係各課を加えて副町長をトップとした組織体制により取り組むこと。

(3) 1号上屋のリノベーション計画。1号上屋のリノベーション計画は、①観光案内所の設置、②サイクルステーションの設置、③飲食店や水産物等直売所の設置であったが、いまだ関係者への具体的な打診もなされていない。1号上屋をリノベーションするのか、または建築年数・費用面から建て替えるのか、いずれの方法であっても、どのような機能を持たせるのかが重要であり、早急に整備方針を決定し、県の開業に合わせること。

(4) 管理運営組織の形成・方向。海浜公園を含む一体的なエリアマネジメントを担う管理運営組織を立ち上げるキーパーソンとなる外部人材を雇用しているが、関係者との調整はどのような状況なのかが伝わってこない。サウンディング調査に基づく方針を決定すると同時に、関係団体等との調整に入らねばならない。要請を受けた団体等は将来的な経営・運営の変更等と様々な取組検討が求められることを認識すること。

2は、海浜公園への回遊性向上についてです。

港湾から海浜公園に通じる緑地帯は、利用者に好評を得ているアクアシアン及び芝生広場への接結点であり、この緑地帯の整備を行うことで回遊性を高めることができると考える。このことはレジャー港化計画の目的に沿っていることから、県への陳情・協議を行い、一体的な整備計画として検討すること。

3は、中央病院跡地の有効利用についてです。

港湾から港湾緑地と中央病院跡地に至るエリアは、レジャー港化と併せて整備すべきであると考え。中央病院跡地の活用計画は、いまだ利活用の方針が示されていない。利活用が進まない要因は背後地の墓地及び景観であると推測されるが、レジャー港化とともに一体的な整備を進めるべきである。そのため、住宅計画の見直しと、そのような問題に左右されることなく町内外者が利用できる民間企業等による健康温泉施設の建設を検討すること。

以上を提案理由といたします。

私はこの計画には当初から関わっており、レジャー港化事業については必ず成功させねばならないと、強い思いを持っています。議員各位におかれましても、御理解の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。御審議のほどよろしく申し上げます。

終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、辻本議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

まず、日程第4、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第7号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第5、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第8号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第9号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第10号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第8、議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第11号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第9、議案第12号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第12号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第10、議案第13号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第13号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第11、議案第14号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第14号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第12、議案第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第15号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第13、議案第16号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第16号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第14、議案第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第17号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第15号、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第18号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第16、議案第19号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第19号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第17、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第20号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第18、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第21号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第19、議案第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第22号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第20、議案第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第23号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第21、議案第24号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第24号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第22、議案第25号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第25号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第23、議案第26号についての質疑を許します。萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

議案第26号、令和6年度芦屋町一般会計予算についてお尋ねいたします。64ページをお開きください。

芦屋港活性化推進費についてお尋ねいたします。12節委託料の芦屋港活性化事業整備計画策定業務委託があがっていますが、その内容についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

本業務につきましては、芦屋港レジャー港化における飲食直売施設をはじめとした各施設の詳細な整備計画を策定するための業務委託となっており、施設ごとの必要な機能等を明確に示すことで、令和6年度から行う予定の各施設の設計の基礎となります。対象施設につきましては飲食直売施設、それから砂像屋内展示施設を建築予定だった広場及び駐車場等今後整備を行う予定の施設全般となります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

2点目。同じ12節の設計委託料として広場等整備設計委託と飲食直売施設整備設計委託があがっていますが、その内容と、こちら昨年、全天候型施設の建設中止に伴い今年の7月までに新たな施策をお示しになるとのことでしたので、その点を踏まえた今後のスケジュールについてもお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

この設計委託料につきましては、今おっしゃられましたとおり広場等整備設計委託及び飲食直売施設整備委託に分けて計上しており、これらは先ほど申しました芦屋港活性化事業整備計画策定後に行うものとなります。対象施設につきましては広場等整備設計委託が先ほど申しました広場、駐車場、プロムナード等、それから飲食直売施設整備委託が1号上屋等となっております。

今後のスケジュールですが、令和6年度から整備計画を策定しその内容に基づき設計を行い、段階的に工事に入っていくこととなります。

なお、当初、砂像屋内展示施設を建築予定であった広場につきましては、以前からお示しして

いますとおり7月頃をめどに活用方法を決定することといたしておりますので、決定後から整備計画策定後に着手し、設計工事に入る予定としております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

4番、長島です。

予算書の134ページをお願いいたします。

18節133ページから続く18節、134ページのコミュニティ助成事業補助金。こちら消防費ということで防災関連のことかと思いますが、内容についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今回あげておりますコミュニティ助成事業補助金を200万円を計上しております。これにつきましては、一般財団法人自治総合センター、宝くじの助成という形になります。宝くじ社会貢献事業で計上しております、自主防災組織育成事業として地域防災活動に直接必要な備品等を購入するための補助という形になります。今年度につきましては、はまゆう区自主防災組織が申請するという形で予定をしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

はまゆう区ということですが、スケジュール等分かれば教えてください。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

スケジュールにつきましては、4月にこの自治総合センターのほうから採択決定が行われ、それから補助金の申請を自治区の防災組織のほうでしていただくという形になります。それが大体5月ぐらいに補助申請を行いまして、交付決定がおりてきて、6月からおおむね10月までに備品を購入するというような形で考えております。備品購入終了後には周知を図るという形で町の広報紙に掲載をするという形になります。11月から12月にかけて実績報告を自治総合センターのほうに提出をして終わるというような形で進んでいこうかと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

同じく133ページであります。9款の1項、消防費17節であります。防災倉庫を造っていただけるということで、これは非常にいいことだろうと思うんですけど、今回どこに設置予定なのか、また収納量がどの程度なのか、またどういったものを今、計画では入れる予定があるのか、説明をお願いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

防災倉庫の設置という形で備品を購入。基礎工事を行った後に備品として購入するという形でしております。これにつきましては、幸町の酒店かなやの前、旧2分団の消防車庫がありました所に防災倉庫を設置するという形で考えております。規格品で大体2メートル掛ける5メートルぐらいのものを入れたいという形で考えております。大きさとして大体それぐらいのところではないかと思っております。基本的には備品関係とか今、地下にあります備蓄食糧とかいろんなもの、あと水防関係のボートとかもありますので、そういうものを入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

防災にあたっては、備品関係を備蓄することは非常に重要なことだろうということで、日頃から訴えさせていただいているんですけども、それで十分かどうかということも考えられるんですけど、これに関連して今後そういった設置の計画がございましたら、お願いいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に今回入れる旧2分団車庫で、片側が今、倉庫と考えていますので対面する反対側にも入れたいという形で、そこに「コ」の字で入れられればいいという形で、継続して基本的に補助金、石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用してやっておりますので、そこに倉庫をまた増設はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第26号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第24、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第27号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第25、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第28号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第26、議案第29号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第29号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第27、議案第30号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第30号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第28、議案第31号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第31号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第29、議案第32号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第32号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第30、議案第33号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第33号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第31、議案第34号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第34号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第32、議案第35号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第35号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第33、報告第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第2号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第34、発議第1号についての質疑を許します。萩原議員

○議員 5番 萩原 洋子君

5番、萩原です。何点かお尋ねさせていただきます。

まず、芦屋港レジャー港化の早期実現の1の(2)の23ページ1番下段の「このため、関係各課を加えて」とありますが関係各課とはどんな感じで具体的などこを考えておられるのか。あと、2点目、(4)、管理運営組織の形成・方向の3番の中央病院跡地の有効活用についてなんですけど、ここの上から4行目の「そのため住宅計画の見直し」っていうのが、どういったことでお考えなのかももう少し具体的にお知らせください。あと、利用できる民間企業等における健康温泉施設の建設検討というのがありますので、少しお考えをもう少し具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○議長 内海 猛年君

辻本議員。

○議員 10番 辻本 一夫君

お答えいたします。

まず1点目の23ページ1番下ですね、「関係各課を加えて」というところはどういうことか。」ということですが、これについては、今は芦屋港活性化推進室でやっていますが、そこだけでなくして関係というのは産業観光課も関係あります、都市整備課も関係あります、そういった意味です。関係各課が幾つまでか、幅広くなると思いますけどもそこら辺りを考えていかな

いかなのやないかということです。

それから2点目の住宅計画のことはですね、景観というところを指しているのですが、中央病院の跡地を利用とした場合、いろんな公募をして出てこなかったというのは景観が悪いからなんです。それはなぜかっちゅうと、申し訳ないですけど住宅計画というのは、望海団地が前面にあるので、やっぱり海のほうが全く見えない。そういう面を考えて見直しをすべきだということです。併せて町営住宅の全体的な見直しの中に1つ組み込むべきだという考え方です。

それから健康温泉施設。ここは具体的にちょっと書かせていただきましたが、今、老人憩の家とかいろいろな計画の中で、全然方針が示されておりません。例えばこのレジャー港化の1号上屋というんですか、今、ボートパークを含めたそのレジャー港化が完成した場合に、いろんな町内の方、町外の方がみえます。汗を流す、スポーツをする、そういった方々も利用できる場所になるのではないかという考え方です。そういうことで温泉ランドといいますか、そういう考え方を持っているという、考えていくべきではないかという提案でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

よろしいですか。ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、発議第1号についての質疑を打切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第7号から日程第32、議案第35号及び日程第34、発議第1号の各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時18分散会